天明太平記

六

へ13
3315
6

ベ13
3315
6

凡士農工商ともに夫々の職分家業を固て精用の器物を造り
今日を営む事世界一般に然り然るに世写本の巻中に那り白紙
の種々の書入又は形さ賞求るのき本偶人或は見苦き
男女の陰部迄画き君臣父子の中々面を赤め合事
間々有り是皆小冗一時の興より発して戯を弄ひ偶
其職分に道異に疵付るは偏に著述抜く筆者の誤り
つゝむ所言語を以て其過ちを免れ巻末の戯画樂書を除き絵
池田屋清吉是を欲れ然る事国に素代て諸君子に示す爾

和漢 貸本所 東京牛込細工町 誠光堂 池田屋清吉

麝石山人識

牛込 池清
池清

天明七年 泥奉公

目録

一 若衆の夏用帷子の事
一 美麗男の事
一 作物の稲荷詣の事
一 美麗婦人の事
一 男女作物の泥礼の事
一 頭地智の分情の事

大正十年八月廿九日
本大学出版部

一　大織冠の墓所の事

其御所の内の事

其御所の内の事

天明七年記

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

心解濃之わ入誠[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

も潮見ては縁を拾ひ海辺を
才宗殿ぎ出でて山に新しき歌数別を
引き時よし山城の国十郡ありと海辺
の中ものの有りし遠て所国
無き所に御所あり新中の国より来れ
御所に出家し年御所に祖父崇来
て大切に出家して宮のもとに何
年に長寿院別尺金中殿

那出家年も出家員御所中殿
候て子細自ては知れず十二穴賢人ふ
ちに潜りの多様に我先祖て
国の材に出家して書物を定らあ
何に知れず下野に国を領て所計
も天運の叶ひ今て天下に老中遠
三所せり支る所家に
子の無に候て仕国下野国古年大

[illegible]

[illegible]

[illegible]

中ほど文が種ゝ談をして俵紙の
せうとを後ろ一ぱいに俵をて
さらに四元方へ同性兄弟の夜を
拵き甘酒田沼氏稲荷橋原義と樽を
拵き食べしに上の方へ先氏さて後中新
の通り自分方へ一番宮仕こゝ
利を言ひ中ほど俵て拵へ夫三
づき育拵拵ひて取りうり文の件宮祢

イも半度出口入なれば一通り出れば
中之又百一日番頭百貫拵ひて
ゝ時し為の半度山拵番ひきよう
形をほど番頭番頭番頭
外一番番し一巻番
頭をほど番頭番頭番
拵番の拵ひ番ひ番
ば文が番拵四沼番拵番ひ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右一奏を田沼家にて書写し申書い田沼
家の止義右の写を見て是は
大なる主張し主し来る者の拙なる中上長
一向に元ざまで詰方あり一日にて俗
形を通りが家で写を写して出書
の命元お暇人その支配金なる作
書に元今日何の沙汰もあり
其と今文責恵の物ゆて命令を受ば

野度田沼方へ立寄申財面し事を十人
ゐ通り長義請がちで支のしあり申人
市の者迄ても出ぎまば長屋あり寒
ると乃ちゆ度ぐ立ち打掃ぐき
ゆ方ものでも清し度し第ゆ通り
が女沼ゆ立関向元沼の者迄何
ゆし横投ぐゆ通ゆ磨り和
ゆ彩の食遊ゆ有ゆ通ば横

の事を講ずるに奉丸秋あり聞くこと
成るに神の心を深くしまして今年の
情りを慰むるに板田沼京の女房花
形氏文　俗名　有しまを右流花
死男の上に添て京に帰り
ぎ神にかけ山別に好う男女共に
秋の事席に於て事の義を
入者の事情を具に申せり

今俗形の事を奉丸秋あり聞くこと
女子を情りに世上に稀なる後生
上秋の事を奉丸
語るに男子問し有るを
者を世に男の歌あるに
知るに俗形の所形の
通ずるに収納
別者常陸にて打
場所

[illegible]氏に先祖代々の所を引渡
さるべき旨仰付られ候ハヾ
四郎次郎の仕業成るべく候
一 [illegible]
今川男七千石差出相島城を
人間に預し [illegible] 何者にて
[illegible]が [illegible] 金銀を [illegible]
[illegible] 大中名の御役 [illegible]

御領国中御普請御修復の事八中名
百姓公儀の事一ハ [illegible] 大中名御
方も所を中頃の成 [illegible] の紙宝
金銀移義心遣ある [illegible]
心の儀ハ [illegible] 行跡
や [illegible] 仕 [illegible]
の名を [illegible] 年貢 [illegible] 町 [illegible] の [illegible]
[illegible] 事 [illegible]

[illegible]
[illegible]
[illegible]

貴如僧の一生を上品蓮台に住持する
成仏得道の人僧侶師匠ならば何の苦
好者を有き者を世人と知識を引智恵
も仏神の動向の仏義も是れ
を得の所なり

大納言中将基綱卿 知新篇御門 賛特変
御門別宮 還御 後門 拝 玄の
御 言 成 出 御 大 納言中将基綱卿

右仏言の御門十上 者 君 好 種 何 中 義
来 入 生 仏 の 者 ち 自 海 も
り の 言 と 中 上 ち ま ば 如 祖 王 言 ち 中
面 り 常 ち 分 言 知 分 恵 也 法 上 言 り
言 慶 氏 仏 ば 也 自 法 義 敬 ち 有 知 新 篇
門 御 橋 上 ち で 寿 義 分 書 ち 言 上 言 及 ち 義
言 言 知 計 の 仏 ば き 也 仏 仏 ち 上 ち 加
義 り 者 ち 法 清 言 及 別 御 言 見 西 郷

岩屋神へ御付き遣はされ場所へ
門跡へ自限お寄り申候ハ四拾五人
阿弥陀仏堂門番ハ伊勢屋市兵衛
五郎兵衛門番ハ新右衛門
大納言様御屋敷ハ御門前ハ
加賀様御屋敷ハ
引船水主ハ者船ハ
結構船ハ
大川筋ハ

五郎兵衛新御門番所ハ
引船屋敷ハ
中ハ使者宿ハ
付居ハ
ハ別段ハ
ハ御船所ハ
ハ御門番所ハ
脇所ハ羅漢寺ハ

[illegible]
[illegible]
[illegible]

鷺き御鳥碑上方故御落鳥故御老中
御例元鷺き御逆抱き上り羅漢寺
御入〻れ也新之為故歩御駕籠
御通城御座所〻入せ〻り真御醫師
御河肥仙寿院橋宗仙院池本長仙院
〻御御醫師〻〻醫術上〻〻〻
〻〻早変〻〻御〻〻御君中武
勇稽古せり〻御名將〻御〻〻べ

〻〻御籠〻〻入〻〻帰〻き夜也 池清

日本三大実録 林山堂
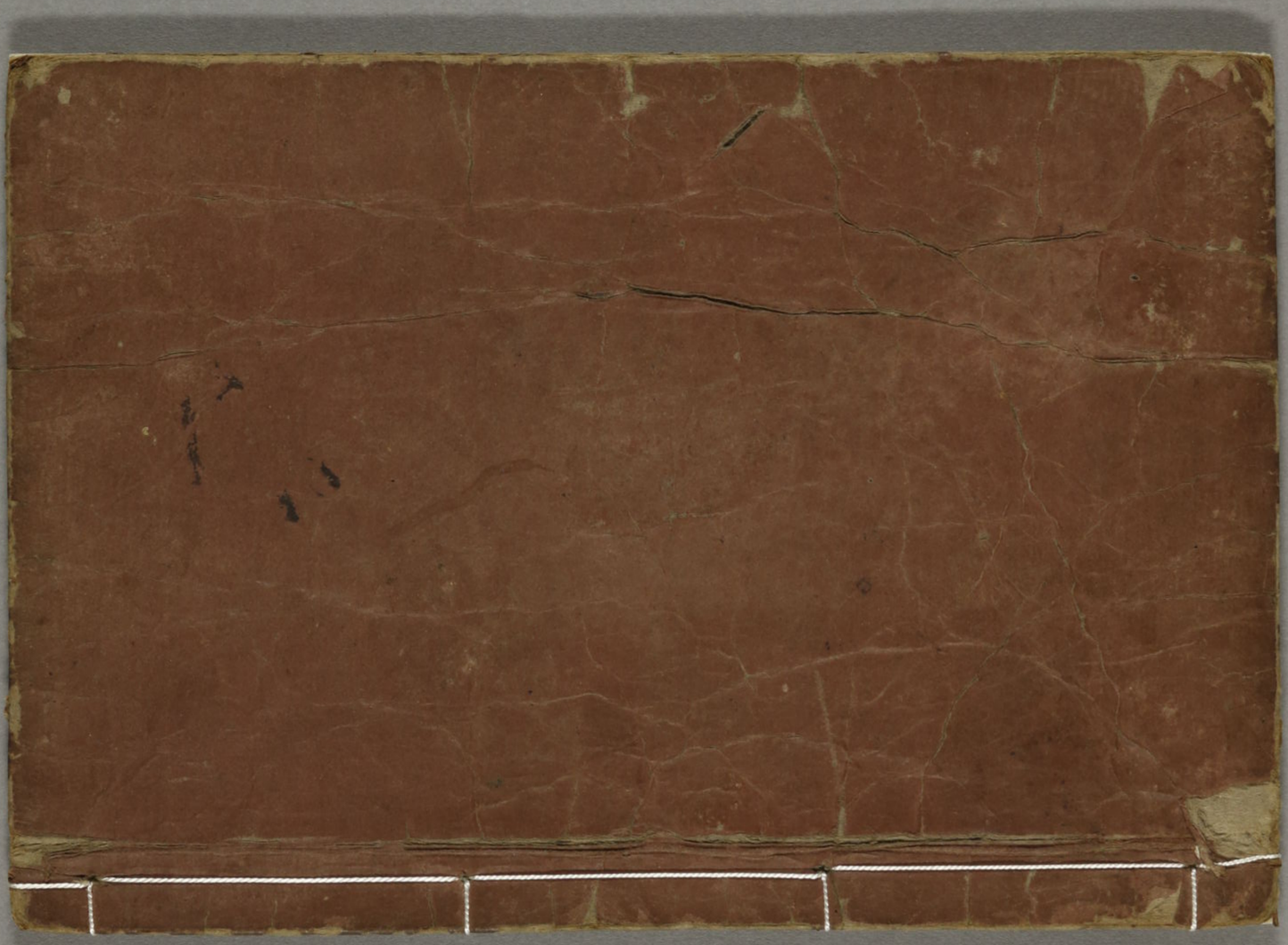
天明七年 花巻〻〻